

木城中学校いじめ防止基本方針

1 基本方針

(1) いじめの防止

- ① 学校の教育活動全体を通じ、全生徒に「いじめは深刻な人権侵害であり、決して許されない」こと
の理解を促し、生徒の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を
尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力を養う。
- ② いじめの背景にあるストレス等の要因の改善を図り、これらのストレスに適切に対処できる力を育
む。
- ③ 全生徒が安心でき、自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりに努める。

(2) いじめの早期発見

定期的なアンケート調査や教育相談の実施、電話相談窓口の周知等により、生徒がいじめを訴えやす
い体制を整えるとともに、地域、家庭と連携して生徒たちを見守る環境作りに努める。

(3) いじめへの対処

いじめがあることが確認された場合、直ちに、いじめを受けた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安
全を確保するとともに、必要に応じて、関係機関と連携しながら、対処手順に沿った対応を行う。

このため、対処手順を明確にし、組織的な対応をとることができる体制整備に努める。

(4) 地域や家庭、関係機関との連携

社会全体で生徒を見守り、健やかな成長を促すため、学校と地域、家庭との連携が必要である。そこ
で、いじめの問題について地域、家庭と連携した対策を推進する。

また、いじめの問題への対応においては、関係機関（警察、児童相談所、医療機関等）との適切な連
携を図ることができるよう、町教育委員会との情報共有に努める。

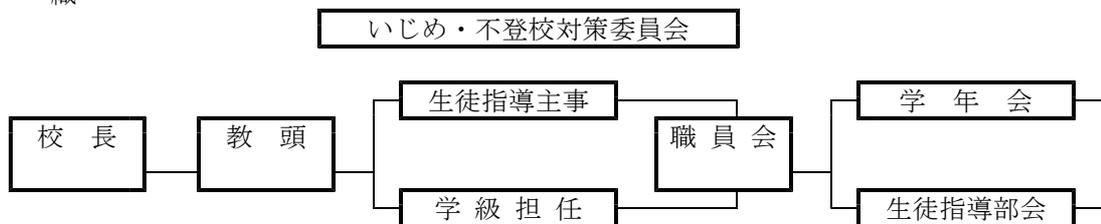
2 重点取組事項

- 啓発活動の推進
 - ・全校集会での講話
 - ・いじめに関する標語の募集・表彰、入選標語の掲示
- 相談活動の充実
 - ・相談室の整備（スクールアシスタントとスクールカウンセラーの利用）
 - ・アンケートと教育相談の実施（アンケートは毎月1回、教育相談は学期に1回実施）
- 報告・連絡体制の整備、確立
 - ・情報の一本化を図るための共通理解の場の設定（年度当初）
 - ・生徒理解の時間の充実（毎週火曜の職朝で実施、いじめ・不登校対策委員会での協議事項の周知徹底）

3 学校におけるいじめ防止等の対策のための組織……「いじめ・不登校対策委員会」

- (1) 目 的 いじめ・不登校等は生徒の心身に重大な影響を及ぼす深刻な問題であり、その原因も
根深いものがある。そこで、生徒一人一人の学級、学校、家庭、地域社会での諸活動状
況の様子を調査することにより早期発見に努めるとともに、「いじめ・不登校等」の発
生時の報告及び早期発見の徹底を図ることと指導体制の在り方を明確にする。
- (2) 構 成 員 校長・教頭・教務主任・生徒指導主事・保健主事・養護教諭・該当学年主任・学級担任
※ 必要に応じ、部活動顧問、PTA代表も加わる。
- (3) 開催時期 月1回開催を原則とするが、必要に応じ適宜行う。
- (4) 協議内容 ①いじめ、不登校の実態把握とその対策について
②問題をもつ生徒に対する指導について
③生徒指導における生徒理解の考え方について
④基本的な生活習慣の育成について
⑤家庭・地域との連携について

(5) 組織



4 いじめ防止等の実施対策

(1) いじめの防止

いじめに関しては、いじめが起こらない学級・学校づくりが最も重要である。そのために、以下の事項に取り組む。

- 生徒や学級の実態把握
生徒や学級の実態を知るために、アンケート調査を実施する。
- 互いに認め合い、支え合い、助け合う仲間づくり
体育大会や文化祭、その他生徒の主体的な活動を通して、子どもたちが自分自身を価値ある存在と認め大切に思う「自尊感情」を感じとれる心の居場所づくりに努める。
- 生徒が主体となる活動
生徒会活動において、いじめの防止や人権にかかわる標語募集を行うなど、生徒が主体となった取組を推進する。
- 生命や人権を尊重し、豊かな心を育む教育
思いやりの心を育む道德教育や、総合的な学習の時間や学活を使って、人との様々な関わりを深める体験活動を充実させ、豊かな心の育成に努める。

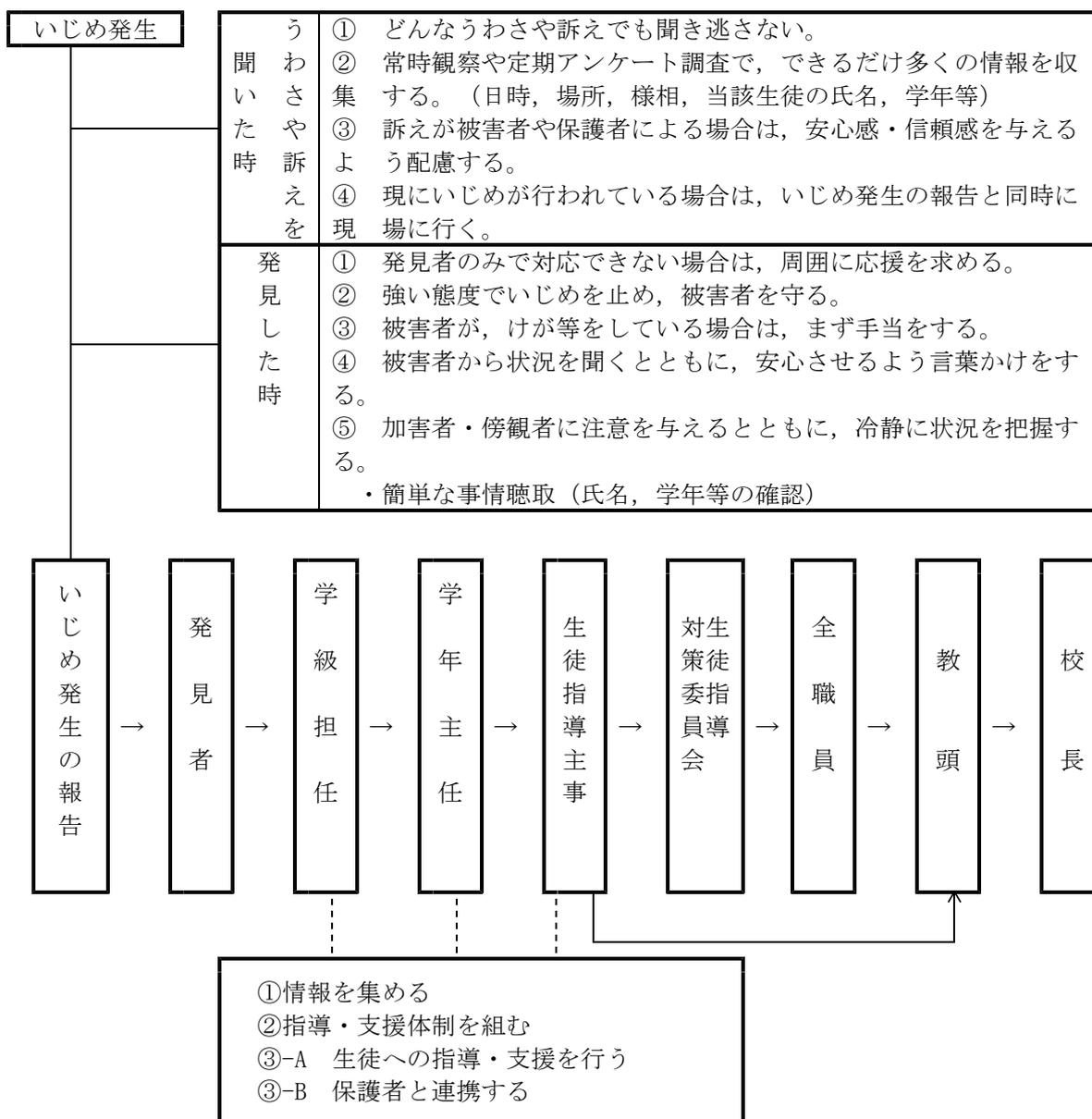
(2) いじめの早期発見

いじめは、早期に発見することにより、より解決への道筋が立てやすいと言われている。日頃から、早期発見に努める必要がある。しかし、いじめは、教職員や大人が気づきにくいところで行われ、潜在化しやすい。教職員には、生徒の小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さない認知能力を向上させることが求められている。

- 教職員のいじめに気づく力を高める。
日頃からの生徒の見守りや信頼関係の構築に努め、生徒が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。
- 校内・校外を問わず情報の収集に努める。
定期的な実態調査や悩みについてのアンケート調査の実施（毎月）、定期的な教育相談の実施（学期に1回程度）、スクールカウンセラーを活用したカウンセリングの充実等に努め、必要に応じてスクールソーシャルワーカーを活用する。また、日々の観察が特に重要であるとの立場から、生活ノートへのチェック、生徒の活動の見届け、学級担任等による家庭訪問や電話連絡等を積極的に行う。
また、教職員間の情報の共有が大切である。毎週火曜職朝で行う生徒理解の時間の充実を図る。

(3) いじめへの対処

◎教師の対応



◎いじめ解消の判断

いじめが「解消している」状態であるかどうかを、次の2つの要件に当てはめて判断する。

- ・いじめに関わる行為が3カ月間止んでいること
- ・被害生徒が心身の苦痛を感じていないことを、本人はもとより保護者にも確認すること

(4) ネット上のいじめへの対応

○ ネットいじめの予防

- ・フィルタリングや保護者の見守りなどについて、保護者への啓発を図る。
(家庭内でのルール作成等)
- ・教科や学活、集会等における情報モラル教育の充実を図る。
- ・生徒を対象とした講演会などで、ネット社会についての講話を実施する。

○ ネットいじめへの対応

- ・被害者からの訴えや閲覧者からの情報、ネットパトロールなどにより、ネットいじめの把握に努める。
- 不当な書き込みを発見したときには、次の手順により対処します。

- ①状況確認 → ②状況の記録 → ③管理者への連絡・削除依頼
④警察への相談 → ⑤いじめへの対応 → ⑥町教育委員会への相談

(5) 重大事態への対応

i) 重大事態

次の2つのいずれかに該当する場合、「重大事態」と言う。

- いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。具体的には、児童生徒が自殺を企図した場合、身体に重大な傷害を負った場合、金品等に重大な被害を被った場合、精神性の疾患を発症した場合等を言う。
- いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間（年間30日に相当する期間）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

ii) 重大事態への対応

基本的には、通常のいじめ発生時の対応に則る。

ただし、重大事態の場合には、以下の対応を追加して行う。

- 校長は、情報収集の段階で、重大事態と判断できる場合には、直ちに、町教育委員会へ報告する。
- 事実確認や方針決定の段階において、町教育委員会の指導を受けながら対応する。
- 校長は、調査結果について、逐一、町教育委員会へ、口頭及び文書で報告する。
- 校長は、調査結果や指導や対応の仕方について、個人情報の保護に配慮しつつ、町教育委員会の指導の下、被害生徒や保護者等に対し、適切に情報提供する。

(5) 地域や家庭、関係機関との連携

いじめ未然防止や早期発見に関しては、家庭や地域の協力が欠かせない。学校においては、個人情報の保護に配慮しつつ、適時・適切な方法で情報を提供する。また、各種の研修会等を通して、いじめの問題性や家庭教育の大切さ等を啓発していく必要がある。

- 授業参観等（学校開放・オープンスクール等）の推進
保護者だけでなく、地域社会へも参加を促す。
- 学級・学年・学校通信等での情報提供
学校での生徒の活動の様子を学級通信や学校通信を通して、情報を提供する。

資料 1

木城中学校いじめ防止プログラム

月	未然防止			早期発見・早期対応		保護者・地域との連携	PDCA	
	学校行事	生徒が主体となった活動	道徳や特別活動	職員研修	アンケートや教育相談等			いじめ・不登校対策委員会等
4	入学式 対面式	異学年交流会	<道>いじめ①	学校基本方針 の確認と目標 の共有		毎週火曜日に職朝で 気になる生徒の情報 提供を行い、全職員 で情報を共有	PTA総会 (基本方針の説明)	計画・目標作成
5	生徒総会	いじめ防止について の取組決定	<特>いじめ① いじめの定義理解		教育相談			
6		小中合同あいさつ運動	<道>いじめ②		第1回アンケート	↓	学校通信でのいじ め防止活動報告	
7		小中合同あいさつ運動	<特>いじめ② 加害者は周囲からど う見られているか	人権教育研修	第2回アンケート 保護者アンケート	毎月1回行われるい じめ・不登校対策委 員会で各学年のいじ めの状況を報告し、 組織的対応について 協議		職員アンケート
8				アンケートの 分析と取組の 改善の協議			三者面談での相談	中間評価と取組 の改善
9	体育大会	体育大会での絆づくり 小中合同あいさつ運動	<道>いじめ③		第3回アンケート	↓		
10	文化祭	文化祭での絆づくり 小中合同あいさつ運動	<特>いじめ③ 傍観者にならないた めに1		第4回アンケート	拳がってきた事案に ついては、必ず担任 及び関係職員で対応	学校基本方針につ いて保護者・地域 アンケート	
11		小中合同あいさつ運動	<道>いじめ④		教育相談			保護者・地域ア ンケートの分析
12	修学旅行 校内ロードレ ース大会	異学年交流会 小中合同あいさつ運動			県アンケート 保護者アンケート	※場合によっては、 スクールカウンセ ラーやSSWへの 協力を依頼	学校通信でのいじ め防止活動報告	
1		小中合同あいさつ運動	<特>いじめ④ 傍観者にならないた めに2	アンケートの 分析と取組の 改善の協議	教育相談	※アンケートの分析、 取組の改善原案作成		中間評価と取組 の改善
2		小中合同あいさつ運動	<道>いじめ⑤		第5回アンケート		学校通信でのいじ め防止活動報告	年間評価
3	卒業式	異学年交流会 小中合同あいさつ運動		今年度の反省 と次年度取組 事項の協議	第6回アンケート			次年度計画作成

資料 2

木城中におけるいじめの防止等のための職務別ポイント

(1) いじめの防止のための措置

《学級担任等》

- ・ 日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気や学級全体に醸成
- ・ はやしたてたり見て見ぬふりをしたりする行為もいじめを肯定していることを理解させ、いじめの傍観者からいじめを抑止する仲裁者への転換を促す
- ・ 生徒一人一人を大切にしたり分かりやすい授業づくりを進める
- ・ 教職員の不適切な認識や言動が、生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方には細心の注意を払う

《養護教諭》

- ・ 学校保健委員会等、学校の教育活動の様々な場面で命の大切さを取り上げる

《生徒指導担当教員》

- ・ いじめの問題について校内研修や職員会議で積極的に取り上げ、教職員間の共通理解を図る
- ・ 日頃から関係機関等を定期的に訪問し、情報交換や連携に取り組む

《管理職》

- ・ 全校集会などで校長が日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気や学校全体に醸成する
- ・ 学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実、読書活動・体験活動などの推進等に計画的に取り組む
- ・ 生徒が自己有用感を高められる場面や、困難な状況を乗り越えるような体験の機会などを積極的に設けるよう教職員に働きかける
- ・ いじめの問題に児童生徒自らが主体的に参加する取組を推進する（例えば、生徒会によるいじめ撲滅の宣言や相談箱の設置など）

(2) 早期発見のための措置

《学級担任等》

- ・ 日頃からの生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、生徒が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ
- ・ 休み時間・放課後の生徒との雑談や日記等を活用し、交友関係や悩みを把握する
- ・ 個人面談や家庭訪問の機会を活用し、教育相談を行う

《養護教諭》

- ・ 保健室を利用する生徒との雑談の中などで、その様子に目を配るとともに、いつもと何か違うと感じたときは、その機会を捉え悩みを聞く

《生徒指導担当教員》

- ・ 定期的なアンケート調査や教育相談の実施等に計画的に取り組む
- ・ 保健室やスクールカウンセラー等による相談室の利用、電話相談窓口について周知する
- ・ 休み時間や昼休みの校内巡視や、放課後の校区内巡回等において、生徒が生活する場の異常の有無を確認する

《管理職》

- ・ 生徒及びその保護者、教職員がいじめに関する相談を行うことができる体制を整備する
- ・ 学校における教育相談が、生徒の悩みを積極的に受け止められる体制となり、適切に機能しているか、定期的に点検する

(3) いじめに対する措置

① 情報を集める

《学級担任等、養護教諭》

- ・ いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める（暴力を伴ういじめの場合は、複数の教員が直ちに現場に駆けつける）
- ・ 生徒や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する
- ・ 発見・通報を受けた場合は、速やかに関係生徒から聞き取るなどして、いじめの正確な実態把握を行う
- ・ その際、他の生徒の目に触れないよう、聞き取りの場所、時間等に慎重な配慮を行う
- ・ いじめた生徒が複数いる場合は、同時刻にかつ個別に聞き取りを行う

《「いじめの防止等の対策のための組織」(以下、「組織」という)》

- ・ 教職員、生徒、保護者、地域住民、その他からいじめの情報を集める
- ・ その際、得られた情報は確実に記録に残す
- ・ 一つの事象にとらわれ過ぎず、いじめの全体像を把握する

② 指導・支援体制を組む

《「組織」》

- ・ 正確な実態把握に基づき、指導・支援体制を組む（学級担任等、養護教諭、生徒指導担当教員、管理職などで役割を分担）
 - いじめられた生徒や、いじめた生徒への対応
 - その保護者への対応
 - 教育委員会や関係機関等との連携の必要性の有無 等
- ・ ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階からの

確に関わりを持つことが必要

- ・ 生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める
- ・ 現状を常に把握し、随時、指導・支援体制に修正を加え、「組織」でより適切に対応する

③－A 子供への指導・支援を行う

※「組織」で決定した指導・支援体制に基づき、指導・支援を行う

《いじめられた児童生徒に対応する教員》

- ・ いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保するとともに、いじめられた生徒に対し、徹底して守り通すことを伝え、不安を除去する
- ・ いじめられた生徒にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、いじめられた生徒に寄り添い支える体制をつくる
- ・ いじめられている生徒に「あなたが悪いのではない」ことをはっきりと伝えるなど、自尊感情を高めるよう留意する

《いじめた生徒に対応する教員》

- ・ いじめた生徒への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる
- ・ 必要に応じて、いじめた生徒を別室において指導したり、出席停止制度を活用したりして、いじめられた生徒が落ち着いて教育を受ける環境の確保を図る
- ・ いじめる生徒に指導を行っても十分な効果を上げることが困難である場合は、所轄警察署等とも連携して対応する
- ・ いじめた生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向ける
- ・ 不満やストレス（交友関係や学習、進路、家庭の悩み等）があっても、いじめに向かうのではなく、運動や読書などでの的確に発散できる力を育む

《学級担任等》

- ・ 学級等で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせるようにする
- ・ いじめを見ていた生徒に対しても、自分の問題として捉えさせるとともに、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう伝える
- ・ はやしたてるなど同調していた生徒に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる

《「組織」》

- ・ 状況に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、警察官経験者等の協力を得るなど、対応に困難がある場合のサポート体制を整えておく

- ・ いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、折りに触れ必要な支援を行う
- ・ 指導記録等を確実に保存し、生徒の進学・進級や転学に当たって、適切に引き継ぎを行う

③－B 保護者と連携する

《学級担任を含む複数の教員》

- ・ 家庭訪問（加害、被害とも。また、学級担任を中心に複数人数で対応）等により、迅速に事実関係を伝えるとともに、今後の学校との連携方法について話し合う
- ・ いじめられた生徒を徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り保護者の不安を除去する
- ・ 事実確認のための聴き取りやアンケート等により判明した、いじめ事案に関する情報を適切に提供する

資料 3

いじめられた生徒・いじめた生徒に見られるサイン

1 いじめられた生徒のサイン

いじめられた生徒は自分から言い出せないことが多い。複数の教職員が、複数の場面で生徒を観察し、小さなサインを見逃さないことを大切にする。

場 面	サ イ ン
登校時 朝の会	遅刻・欠席が増える。その理由を明確に言わない。 教職員と視線が合わず、うつむいている。 体調不良を訴える。 提出物を忘れてたり、期限に遅れたりする。 担任が教室に入室後、遅れて入室してくる。
授業中	保健室・トイレに行くようになる。 教材等の忘れ物が目立つ。 机の周りが散乱している。 決められた座席と異なる席に着いている。 教科書・ノートに汚れがある。 教職員や生徒の発言などに対して、突然個人名が出される。
休み時間等	昼食を教室の自分の席で食べない。 用のない場所にいることが多い。 ふざけ合っているが表情がさえない。 衣服の汚れ等がある。 一人で清掃している。
放課後等	慌てて下校する。または、用もないのに学校に残っている。 持ち物がなくなったり、持ち物にいたずらされたりする。 一人で部活動の準備、片付けをしている。

2 いじめた生徒のサイン

いじめた生徒がいることに気が付いたら、積極的に生徒の中に入り、コミュニケーションを増やし、状況を把握する。

サ イ ン
教室等で仲間同士で集まり、ひそひそ話をしている。 ある生徒にだけ、周囲が異常に気を遣っている。 教職員が近づくと、不自然に分散する。 自己中心的な行動が目立ち、集団の中心的な存在の生徒がいる。

資料 4

教室や家庭でのいじめのサイン

1 教室でのサイン

教室内がいじめの場所となることが多い。教職員が教室にいる時間を増やしたり、休み時間に廊下を通る際に注意を払ったりするなど、サインを見逃さないようにする。

サイン
嫌なあだ名が聞こえる。 席替えなどで近くの席になることを嫌がる。 何か起こると特定の生徒の名前が出る。 筆記用具等の貸し借りが多い。
壁・机等にいたずら、落書きがある。 机や椅子、教材等が乱雑になっている。

2 家庭でのサイン

家庭でも多くのサインを出している。生徒の動向を振り返り、確認することでサインを発見しやすい。以下のサインが見られたら、学校との連携が図れるよう保護者に伝えておくことが大切である。

サイン
学校や友人のことを話さなくなる。 友人やクラスの不平・不満を口にするが多くなる。 朝、起きてこなかったり、学校に行きたくないと言ったりする。 電話に出たがらなかったり、友人からの誘いを断ったりする。 受信したメールをこそこそ見たり、電話におびえたりする。 不審な電話やメールがある。 遊ぶ友達が急に変わる。 部屋に閉じこもったり、家から出なかったりする。
理由のはっきりしない衣服の汚れがある。 理由のはっきりしない打撲や擦り傷がある。 登校時刻になると体調不良を訴える。 食欲不振・不眠を訴える。
学習時間が減る。 成績が下がる。
持ち物がなくなったり、壊されたり、落書きされたりする。 自転車がよくパンクする。 家庭の品物、金銭がなくなる。 大きな額の金銭を欲しがる。

資料 5

いじめに対する措置（重大事態への対応）

